### 電話でも相談できます!

令和6年度

相談専用ダイヤル 099-286-3943

## 

## 8月4日に県庁15階労働委員会で聞きます!

あなたの労働に関する相談を,労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員 【大学教授・弁護士等,労働組合役員等,会社経営者等】がお受けします。(秘密厳守,無料)

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。(裏面のとおり)

〇 日 時 令和6年8月4日(日)

午前10時~午後4時 (受付:午後3時30分まで)

〇 場 所 県庁15階(県労働委員会) (鹿児島市鴨池新町10番1号)

エレベーターで 15 階までおいでください。電話でも OK !



※スマホサイトはこちらから





《お問合せ・予約先》

#### 鹿児島県労働委員会事務局

鹿児島市鴨池新町10-1 県庁15階

相談専用ダイヤル:099(286)3943

\*8時30分~17時15分

土・日・祝日・年末年始を除く。

\* 毎月第4火曜日は定期相談会を行っ ています。

(注: 令和6年12月は17日(第3火曜日)です。)



# ※ 機場のトラスル解決!「あっせん」をご利用ください。

県労働委員会では、個々の労働者と使用者との間に労働に関するトラブルが発生し、当事者間 で解決を図ることが困難な場合、その解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。

あっせんは、公益委員(弁護士、大学教授等)・労働者委員(労働組合役員等)・使用者委員 (会社経営者等) の三者によるあっせん員が、双方の主張をお聞きして、歩み寄りにより円満な 解決をお手伝いする制度です。公労使三者構成によるあっせんは、労働委員会ならではの制度で あり、公正かつ丁寧な対応が特徴です。

労働者、使用者のどちらからでも申請できます。

詳細は、事務局(099-286-3943)にお問い合わせいただくか、

鹿児島県労働委員会のホームページをご覧ください。

\*ホームページは 鹿児島県労働委員会

\*スマホ·携帯電話サイトはこちらから→

あっせん事例

《労働者側》

おまかせください 解決のエキスパ



#### 【事例:解雇】

<mark>労働者Aさんは,会社から勤務態度不良等を理由に解雇を言い渡された。</mark>Aさんは,解雇及び解雇理由に納 **得がいかないとして、解雇の撤回を求めてあっせんを申請した。** 

#### (あっせん経過)

<mark>会社は解雇に至る手続において落ち度があったこと</mark>を認めたものの、解雇の撤回は困難と主張した。あっ せんの結果,労使双方が金銭解決の意向を示し,Aさんの退職及び会社がAさんに解決金を支払うことで双方 が合意し、解決した。

#### 【事例:時間外勤務手当の支払い】

<mark>労働者Bさんは,ほぼ毎日2時間程度の時間外勤務をして</mark>いたが,時間外勤務手当が支払われたことは一度 もなかった。Bさんは社長に時間外勤務手当の支払いを求めたが、拒否された。納得できないBさんは時間外 勤務手当の支払いを求めて労働委員会にあっせんを申請した。

(あっせん経過)

**Bさんは自分の手帳に残した勤務時間の記録をもとに時間外勤務手当を請求したいと主張したところ、会社** <mark>は,記録の裏付けを確認した上で支払いたいと主張した。あっせん</mark>員は,Bさんと会社の間で未払い額につい <mark>ての合意を求め,会社がその額を支払うこと</mark>で解決した。

#### 《使用者側》

#### 【事例:退職条件】

会社は,会社解散に伴い,社員に対して,関係会社への転籍又は退職を選択するよう提案した。これに対し て、労働者Cさんは退職の意向を示したが、会社が提案した条件には納得できないとした。数回にわたり交渉 を重ねたが、合意には至らなかったことから、会社があっせんを申請した。

(あっせん経過)

第1回あっせんでは双方の主張の隔たりが大きかったため、あっせん員が双方に退職条件の再考を求めた。 あっせん員の粘り強い説得により、第2回あっせんで双方が退職条件に合意し、解決した。